

色青金東 報 告

発行日
令和2年6月吉日
発行者
東金市南上宿 2-8-16
一般社団法人東金青色申告会
会長 板倉 孝夫
電話 0475-52-1284
FAX 0475-55-5219

令和2年度 通常総会を終えて

会長 板倉 孝夫

入梅を迎える季節となりましたが、会員の皆様方がお過ごしでしょうか。

皆様方のご指導とご協力により令和元年度事業、最終の決算申告も無事終了することができ、五月二十六日に開催された第八回通常総会において、令和元年度の事業報告及び収支決算報告の承認、さらに令和元年度の事業計画及び予算計画もご理解いただきました。総会は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、三密を避けるため参加人数を絞り、来賓のご臨席をいただかないという苦肉の方法にて開催させていただきました。皆様のご協力に改めてお礼申し上げます。

振り返りますと、令和元年の確定申告は、二月十七日より始まりましたが、こちらも新型コロナウイルスの影響により、四月十六日まで約一カ月間申告期間が延長となり、指導員の方々には大変なご苦労をおかけしました。最後まで力強いご協力をいただき、無事に申告を終えることができました。重ねてお礼申し上げます。

さて、令和二年の確定申告から、e-Taxを利用しない方は青色申告特別控除が六十五万円から五十五万円に引き下げられます。一人でも多くの会員の方がe-Taxで申告できるように環境整備等整えていきたいと思っておりますので、会員の皆様の積極的な利用をお願いいたします。青色申告会では、地域内の個人事業者の皆様方、とりわけ会員の皆様に向けて何が出来るのか、役員の方、会員の皆様方のご意見をいただき、東金税務署渡邊署長様はじめ、署の皆様のご指導を仰ぎながら進めてまいりたいと思っております。

さらに今年度は、これまでなかった「東金青色申告会員証」を会員の方へお渡しする予定です。確定申告の際には、この「東金青色申告会員証」の提示が必要となりますので、後日郵送されたら大切に保管をお願いいたします。今年度は、新型コロナウイルスの影響により各種事業の日程が組みにくくなっています。相談、指導につきましましては、個別に常時行う予定です。また、日程が決まっていない事業につきましましては、決まり次第広報等でお知らせしたいと思います。

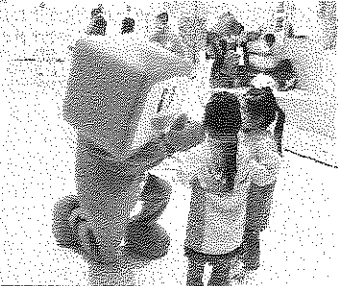
優良会員に感謝状を贈りました。

本年度の通常総会で、会の運営並びに会員指導に寄与された方々を披露し、感謝状と記念品を、支部長を通じて贈りました。

(受賞者(順不同))

- 支部役員 嶋 辨幸 様(東金)
- 支部役員 関 一也 様(大網)
- 本部役員 梶原 正樹 様(白里)

永年の功績に対し心からお礼と感謝を申し上げます。



一般社団法人東金青色申告会 令和2年度

一、事業活動方針

- 健全な納税者団体として、事業の公益性を高め、会員増強運動を推進し、組織の拡大強化を図る。
- 税務当局との相互信頼を基調に、税務行政の円滑な運営に協力し、もって申告納税制度及び青色申告制度の発展に寄与する。
- 事業経営の健全な発展を期する為に、経営、経理、税務に関する研究指導を行う。
- 自主的な申告と納税を確立する為に、誠実な記帳と適正な申告の指導に努める。
- 適正・公平な税制と租税負担の合理化を図る為、関係方面に要望を行い、その実現を図る。

二、事業計画

- 会員増強運動の推進
 - 支部組織の強化と青色申告制度の啓蒙普及
 - 青年部活動の充実
 - 記帳説明会、記帳指導会の開催
 - 消費税法等の説明会、決算説明会の開催
 - 税務行政に対する要望・意見具申
 - 広報の発行配布(年四回発行)
 - 各種情報資料等の斡旋
 - 福利厚生制度の推進(全青色共済、全青色障害、小規模企業共済制度、青色ドックの利用拡大)
 - 公益事業の推進
- その他各種の勉強会・指導会等年間を通して開催しております。昨年度同様の事業を計画しておりますので、是非、多くの方々のご参加をお待ちしております。

“今年もやります パソコン会計勉強会！”

ブルーリターン、弥生、ソリマチといった会計ソフトをご利用の方、今年も3密に配慮しながら青色会館で勉強会を開きます。ポチポチですが、参加をお待ちしています。

- 6月27日(土) 18:00~20:00 (青年部主催)
- 7月16日(木) 9:30~16:00

—以降については、広報の最終ページをご覧ください。—

～新型コロナウイルスの影響により利用できる制度は？

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比と比較して50%以上売上げが減少している事業者の方に、国の「持続化給付金」制度があります。まずサポートセンター(☎0120-115-570)へお問い合わせを。=受付締切2021年1月15日=
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けた中小企業が行う予防対策や、休業した事業者が営業再開に向けた支援等として、売上が大きく減少している事業者に対し千葉県「中小企業再建支援金」制度があります。詳しくは千葉県中小企業再建支援相談センター(☎0570-044894)へ。申請締切2020年8月31日

専従者給与・給与支払いをしている事業主の方へ
上期「源泉所得税相談会」を行います。

令和2年1月から6月までの給与所得の源泉所得税の納期の特例の「納付期限は7月10日(金)」です。税務署から送付された納付書、令和2年分源泉徴収簿をもっておいでください。

- ☆東金支部 7月6日(月) 青色会館(9:30~16:00)
- ☆大網支部 7月1日(水) 大網中央公民館(9:30~16:00)
- ☆白里支部 7月4日(土) JA白里支所(9:30~16:00)
- ☆九十九里 7月7日(火) 九十九里中央公民館(9:30~16:00)
- ☆成東 7月3日(金) 山武市役所車庫棟(9:30~16:00)
- ☆山武支部 7月2日(木) あららぎ館(9:30~16:00)
- ☆松尾支部 7月7日(火) 松尾ITセンター(9:30~16:00)
- ☆蓮沼支部 7月7日(火) 山武市役所蓮沼支所(9:00~12:00)
- ☆横芝支部 7月3日(金) 横芝光町文化会館(9:30~16:00)
- ☆光支部 7月8日(水) 横芝光町図書館2階(9:30~16:00)
- ☆青色会館 随時

★注意★ 納付の特例を受けている人は、
納付額が「0円」でも納付書の提出が必要です。

令和元年の収支決算書

自：平成31年4月1日 至：令和2年3月31日

事業報告

※継続事業1

- 1) 税法、経理、金融、労務、経営に関する
研修会及び講習会等の開催に関する事業
- 2) 青色申告制度の基礎を形成する各種記帳
勉強会の開催に関する事業
- 3) 友誼団体との協調連携を図る事業の開催
に関する事業

収入の部(単位:円)	元年度決算額	公益会計	収益会計
入会金収入	30,000	30,000	0
会費収入	15,606,000	15,606,000	0
特別会費収入	78,951	78,951	0
受託記帳指導収入	805,247	0	805,247
事業収入	0	0	0
手数料収入	698,055	0	698,055
利息収入	96	96	
祝儀・香典等収入	49,800	49,800	
雑収入	47,852		47,852
帳簿売上利益	10,627		10,627
収入合計	17,326,628	15,764,847	1,561,781
収益事業収入の部	17,326,628	15,764,847	1,561,781

- (1)青色申告説明会
新規申請者・入会者記帳説明会等
合計2件 延6回 190名出席
- (2)青色コーナーの運営
青色コーナー従事担当者勉強会、青色
コーナー活動等
合計2件 延15回 133名出席
- (3)複式簿記・消費税勉強会
受託記帳指導会

支出の部(単位:円)	元年度決算額	公益会計	収益会計
1. 事業費			
① 県青連関係費支出	1,012,209	1,012,209	0
② 総会・会議費支出	721,560	721,560	0
③ 事業費支出	614,062	104,391	509,671
④ 消耗品費支出	504,710	418,909	85,801
⑤ 研修講習会関係費	73,212	73,212	0
⑥ 指導関係費支出	966,873	802,504	164,369
⑦ 通信運搬費支出	1,324,821	1,099,601	225,220
⑧ 旅費交通費支出	941,385	781,350	160,035
⑨ 懇話会関係費支出	285,482	236,950	48,532
⑩ 水道光熱費支出	442,078	366,925	75,153
⑪ 給与手当支出	5,361,537	4,450,076	911,461
⑫ 退職給付支出	0	0	0
⑬ 福利厚生費支出	638,394	529,867	108,527
⑭ 慶弔費支出	72,000	72,000	0
⑮ 賃借料支出	3,738,036	3,102,570	635,466
⑯ 支払委託費支出	194,300	161,269	33,031
⑰ 支払寄付金支出	6,000	6,000	0
⑱ 雑支出	258,981	214,954	44,027
事業費計	17,155,640	14,154,347	3,001,293
2. 管理費	元年度決算額	公益会計	収益会計
① 総会・会議費支出	74,003	61,423	12,580
② 事業費支出	62,978	52,272	10,706
③ 消耗品費支出	51,763	42,963	8,800
④ 通信運搬費支出	135,874	112,775	23,099
⑤ 旅費交通費支出	96,549	80,136	16,413
⑥ 事務所費支出	181,286	150,467	30,819
⑦ 水道光熱費支出	45,340	37,632	7,708
⑧ 給与手当支出	549,880	456,400	93,480
⑨ 退職給付支出	0	0	0
⑩ 福利厚生費支出	65,474	54,343	11,131
⑪ 賃借料支出	383,374	318,200	65,174
⑫ 公租公課支出	93,829	77,878	15,951
⑬ 支払委託費支出	19,927	16,539	3,388
⑭ 雑支出	26,561	22,046	4,515
管理費計	1,786,838	1,483,074	303,764
経常費用計	18,942,478	15,637,421	3,305,057
事業活動収支差額	△ 1,615,850	127,426	△ 1,743,276

- 合計10件 延19回 151名出席
- (4)税制セミナー
税理士による勉強会、税務研修会
合計8件 延10回 187名出席
- (5)パソコン勉強会
青年部、農業部パソコン会計勉強会等
合計13件 延13回 155名出席
- (6)記帳指導会
新規・継続 個別記帳指導会等
合計3件 延3回 47名出席
- (7)源泉税・年末調整指導会
年末調整と記帳指導会・記帳義務者指導
合計2件 延20回 428名出席
- (8)納税相談会
決算・確定申告及び消費税申告相談会等
合計3件 延66回 1,456名出席
- (9)決算申告指導会
決算・確定申告及び消費税申告相談会
合計3件 延66回 1,456名出席
- (10)電子申告(e-Tax)にかかる指導
パソコン会計・e-Tax 勉強会等
- 令和元年度は開催なし
- (11)受託記帳指導
記帳指導会(会計ソフトによる等)
合計11件 延39回 229名出席
- (12)友誼団体との協調連携を図る事業の開催
に関する事業
「税を考える週間」キャンペーン等
合計11件 11回 90名出席
- ※税制及び税務に関する調査研究並びに建議
に関する事業(継続事業2)
県連理事会、青年部長会等
合計31件 32回 82名出席
- ※事業を行うために必要な広報活動及び各種
資料の刊行配布(継続事業3)
合計6件 6回 16名出席
- ※その他の会議等
合計8件 8回 64名出席
- ※会員の福利厚生に関する事業(青色ドック)
合計1件 1回 8名出席

令和2年3月末現在の会員数2,042名。
会への入会をお待ちしています。

一般社団法人東金青色申告会 貸借対照表			
令和2年3月31日現在 (単位:円)			
科目	当年度	前年度	増減
資産の部			
【流動資産】			
現金	756,947	1,211,170	△ 454,223
預金	2,127,854	1,352,205	775,649
郵便貯金	17,189	13,781	3,408
定期預金	1,080,000	1,080,000	0
定期預金	0	2,000,000	△ 2,000,000
商品	86,516	93,879	△ 7,363
立替金	0	0	0
未収入金	782,981	593,693	189,288
流動資産合計	4,851,487	6,344,728	△ 1,493,241
【固定資産】			
[有形固定資産]			
基本財産(定期預金)	0	0	0
有形固定資産合計	0	0	0
[投資その他の資産]			
全青会館株式	63,500	63,500	0
差入保証金	0	0	0
投資その他の資産合計	63,500	63,500	0
固定資産合計	63,500	63,500	0
資産の部合計	4,914,987	6,408,228	△ 1,493,241
負債の部			
【流動負債】			
未払金	0	0	0
預り金	371,125	928,548	△ 557,423
前受金	638,304	154,800	483,504
借受金	64,260	64,260	0
流動負債合計	1,073,689	1,147,608	△ 73,919
負債の部合計	1,073,689	1,147,608	△ 73,919
純資産の部			
【繰越資産】			
繰越資産	3,841,298	5,260,620	△ 1,419,322
その他利益剰余金合計	3,841,298	5,260,620	△ 1,419,322
純資産の部合計	3,841,298	5,260,620	△ 1,419,322
負債及び純資産合計	4,914,987	6,408,228	△ 1,493,241

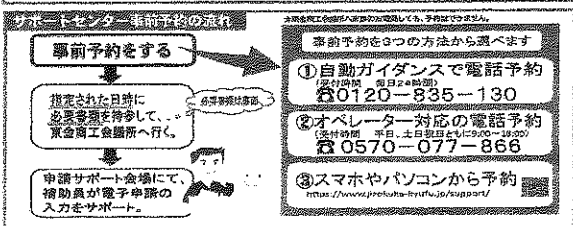
令和2年度収支予算書		
自 令和2年4月1日～至 令和3年3月31日		
I 収入の部 (単位:円)		
科目	予算額	
1) 会費等収入		
① 入会金収入	20,000	
② 会費収入	21,600,000	
③ 特別会費収入	60,000	
2) 事業収入		
① 受託指導収入	250,000	
② 記帳指導収入	0	
3) 事業(手数料)収入		
① 事業会費収入	400,000	
② 会計ソフト販売手数料収入	300,000	
③ 帳簿販売収入	10,000	
④ 記帳指導収入	20,000	
⑤ 小規模・中退共手数料収入	150,000	
⑥ 青色共済手数料	30,000	
⑦ 青色障害保険手数料	10,000	
⑧ ガン保険手数料収入	100,000	
⑨ 疾病入院保障共済等手数料収入	10,000	
⑩ 青色共済年金等手数料収入	10,000	
4) 雑収入		
① 受取利息収入	1,000	
② 祝儀・寸志・香典返し等	50,000	
③ コピー・印刷・電話代等	50,000	
事業活動収入計	23,071,000	
収入計		

II 収入の部 (単位:円)		
科目	予算額	
2. 事業活動支出		
1) 事業費支出		
① 県青連関係支出	1,000,000	
② 総会・会議費支出	1,800,000	
③ 事業費支出	1,500,000	
④ 消耗品費支出	500,000	
⑤ 研修・講習会経費支出	100,000	
⑥ 指導関係費支出	1,200,000	
⑦ 通信運搬費支出	400,000	
⑧ 旅費交通費支出	1,300,000	
⑨ 懇話会関係費支出	250,000	
⑩ 水道光熱費支出	450,000	
⑪ 給与手当支出	6,000,000	
⑫ 退職給付支出	0	
⑬ 福利厚生費支出	700,000	
⑭ 慶弔費支出	100,000	
⑮ 賃借料支出	3,600,000	
⑯ 支払委託費支出	200,000	
⑰ 支払寄付金支出	6,000	
⑱ 雑支出	200,000	
2) 管理費支出(一括表記)	2,030,000	
事業活動支出計	21,336,000	
事業活動収支差額	1,735,000	
3) 投資活動等収入		
① 全青会館配当金	2,022	
投資活動等収入計	2,022	
当期収支差額	1,737,022	
前期繰越収支差額	△643,699	
次期繰越収支差額	1,093,323	

電子申請ができない方向け 持続化給付金

サポートセンター開業のご案内

【対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響で前年同月比と比較して、50%以上売上減少している事業者。
 ・業種別 (法人) 上限200万円 (個人) 上限100万円 ※14,000円以上の補助金が上限。
 ・申請方法 電子申請 申請受付時間: 毎日10時～18時(受付終了) ※電子申請ができない、できない方は、下記の申請サポート会場にて、補助金が電子申請の
 入力サポートを行います。(※予約要あり)



【お問い合わせ】 持続化給付金事業コールセンター 電話 0120-115-570

新型コロナ対策は万全ですか?
 自身の為にも家族の為にもいってあげてすべての人にも

監査報告書

私たちは、一般社団法人東金青色申告会 定款第17条第6項の規定により平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度に関する会計及び業務の監査を行い、次の通り報告致します。

1. 監査方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、計算書類及び付属明細書の正確性を検討しました。
- (2) 業務監査について、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討いたしました。


2. 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産計算書、貸借対照表及び財産目録は会計帳簿の記載金額と一致し、その処理は適正かつ正確なものと認めます。
- (2) 事業報告の内容は事実を正しく示していると認めます。


以上

令和2年4月23日

一般社団法人 東金青色申告会

監事 穂 村 達 

監事 土屋 義久 

監事 内 山 政 二 

第4号議案 諸規定(会費規程)一部変更に関する件

令和2年 総会 会費規定の一部変更について

新 会費規程	旧 会費規程
<p>第1条から第5条 (略) (会費の金額)</p>	<p>第1条から第5条 (略) (会費の金額)</p>
<p>第6条 本会の会費は、本会の会計年度(毎年4月1日から翌年3月31日)を単位とした会費年額 <u>12,000円</u> (月額 <u>1,000円</u>) とする。ただし、年度中途入会者は、入会月からの月額とする。</p> <p>2 準会員(第1号準会員のみ)の会費については、年会費の2分の1である <u>6,000円</u> とする。</p>	<p>第6条 本会の会費は、本会の会計年度(毎年4月1日から翌年3月31日)を単位とした会費年額 <u>7,200円</u> (月額 <u>600円</u>) とする。ただし、年度中途入会者は、入会月からの月額とする。</p> <p>2 準会員(第1号準会員のみ)の会費については、年会費の2分の1である <u>3,600円</u> とする。</p>
<p>(会費の納期)</p> <p>第7条 本会の会費は、本会の会計年度開始から3ヶ月以内(毎年6月中)に納入しなければならない。ただし、会長がやむを得ないと認めた場合には、年額会費の2分の1である <u>6,000円</u> を当該年度の6月と12月の2回に分けて納入することができる。</p>	<p>(会費の納期)</p> <p>第7条 本会の会費は、本会の会計年度開始から3ヶ月以内(毎年6月中)に納入しなければならない。ただし、会長がやむを得ないと認めた場合には、年額会費の2分の1である <u>3,600円</u> を当該年度の6月と12月の2回に分けて納入することができる。</p>
<p>(中途入会者)</p> <p>第8条 本会の会計年度の途中で入会したものは、入会した月から会計年度末(3月31日)までの月割計算(月額 <u>1,000円</u>) による会費を、入会した日から1ヶ月以内に納入しなければならない。</p>	<p>(中途入会者)</p> <p>第8条 本会の会計年度の途中で入会したものは、入会した月から会計年度末(3月31日)までの月割計算(月額 <u>600円</u>) による会費を、入会した日から1ヶ月以内に納入しなければならない。</p>
<p>(中途退会者)</p> <p>第9条 1項 (略)</p> <p>2 退会理由が転出等で、退会の届出があった日以降本会を利用しないことが明らかな者については、退会の月までの月割計算(月額 <u>1,000円</u>) による会費を納入する。また、前記に該当し既納の会費がある場合には、納入された会費は返還する。会長がやむを得ない場合と認めた者は、会費の納付を免除し、既納の会費がある場合には、納入された会費は返還する。</p>	<p>(中途退会者)</p> <p>第9条 1項 (略)</p> <p>2 退会理由が転出等で、退会の届出があった日以降本会を利用しないことが明らかな者については、退会の月までの月割計算(月額 <u>600円</u>) による会費を納入する。また、前記に該当し既納の会費がある場合には、納入された会費は返還する。会長がやむを得ない場合と認めた者は、会費の納付を免除し、既納の会費がある場合には、納入された会費は返還する。</p>
<p>第10条 (略)</p>	<p>第10条 (略)</p>
<p>第11条 (略)</p>	<p>第11条 (略)</p>

付則

- この規程は、本会が公益認定を受け、移行の登記をした日から施行する。
- 令和2年第8回通常総会 第4号議案 諸規定(会費規程)一部変更に関する件については、令和2年3月30日開催された理事会において理事18名の内出席者(委任状提出者含む)11名により開催され、全員の賛同を経て決議された。
- この規定の変更は、令和2年5月26日開催された総会において正会員1994名の内出席者(委任状提出者含む)1071名により開催され全員の賛同を経て決議された。

令和2年度 事業計画

日時変更があり次第ご案内いたします。

自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日

年	月	事業内容	年	月	事業内容			
2	4	確定申告、消費税申告相談会 (県連監査会)→在宅に変更 理事会(事務長合同)→中止 新規申請・新入会者記帳説明会→個別対応 パソコン会計勉強会→中止	2	10	青色申告推進の月 会勢拡大推進の月 新規継続記帳勉強会→個別対応 青色申告制度 70周年並びに東京地区ブロック大会 パソコン会計勉強会 青年部パソコン会計勉強会(夜間)			
		～4月16日マテ			10月 10月6日 10月15日 10月31日			
		5			新規継続記帳勉強会→個別対応 合同役員会→書面にて対応 パソコン会計勉強会→中止 指導員会議→中止 (県連理事会)→中止 令和2年度 総会	11	新規継続記帳勉強会→個別対応 理事会(事務長合同) パソコン会計勉強会 納税表彰式 税を考える週間キャンペーン 記帳点検指導会 青年部パソコン会計勉強会(夜間)	11月 11月6日 11月19日 11月 日 11月～ 日 11月～ 日 11月28日
					6月 5月 5月 5月 5月 5月26日		11月 11月6日 11月19日 11月 日 11月～ 日 11月～ 日 11月28日	
	6			会報発行 新規継続記帳勉強会→個別対応 (県連定時総会)→委任状にて対応 税務研修会・指導員会議→中止 理事会(事務長合同)→理事のみに変更 青年部パソコン会計勉強会(夜間)	12		会報発行 税務研修会・指導員会議 (県連理事会) 新規・新入会・0回者記帳説明会 一 個別対応 税理士依頼勉強会 理事会 パソコン会計勉強会 青年部パソコン会計勉強会(夜間)	12月2日 12月3日 12月 12月11日 12月11日 12月17日 12月26日
				6月17日 6月 6月2日 6月 6月23日 6月27日			12月2日 12月3日 12月 12月11日 12月11日 12月17日 12月26日	
		7		各種共済推進月間・会勢拡大・振替納税推進の月 新規継続記帳勉強会→個別対応 源泉税指導会 パソコン会計勉強会 (県連理事会) 青年部パソコン会計勉強会(夜間) 合同役員会 県連職員研修→中止		3	1 年末調整・個別記帳指導対象者勉強会 パソコン会計勉強会 新春合同役員会・ 税務研修会 (県連賀詞交歓会・理事会) 青年部パソコン会計勉強会(夜間)	1月～ 日 1月14日 1月20日 1月20日 1月22日 1月30日
				7月 7月1～10日 7月16日 7月17日 7月25日 7月28日 7月			1月～ 日 1月14日 1月20日 1月20日 1月22日 1月30日	
	8			新規継続記帳勉強会→個別対応 パソコン会計勉強会 青年部パソコン会計勉強会(夜間)	2		会報発行 決算確定申告出張勉強会 確定申告個別勉強会 青色コーナー	2月1～10日 2月16日～ 2月16日～
				8月 8月20日 8月29日			2月1～10日 2月16日～ 2月16日～	
		9		会報発行 新規継続記帳勉強会→個別対応 県下青色申告合同会議→中止 パソコン会計勉強会 青色ドック 理事会(事務長合同) 青年部パソコン会計勉強会(夜間)		3	確定申告勉強会 青色コーナー 消費税申告勉強会 消費税申告勉強会 理事会・反省会	3月15日マテ 3月15日マテ 3月18日 3月25日 3月29日
				9月 9月 9月17日 9月18日 9月18日 9月26日			3月15日マテ 3月15日マテ 3月18日 3月25日 3月29日	

貴方も特別控除最高額(65万円控除)のが変わります。

e-Tax 送信(貸借対照表記入)が条件に加わります。

電子申告もご指導いたします。是非利用してみませんか。

「孝夫のつぶやき」

長かった今年の確定申告も無事に終わり、ここ青色申告会にも日常が戻ってきました。三密に気を配り、しばらくはコロナウイルス対策を頭に入れながら業務を進めていきます。そこで、これまでの勉強会もやり方を改めて、個別対応でしのでいきなさいと思いたすので、相談日については事前予約をお願いいたします。

さて、昨年採用した三人の事務員、何とか一年持ちました。それぞれ特性を活かして頑張っています。何とか私の手足となりつつあるかなあ・・・まだまだ伸びしろがあると思いつつ日々励ましています。

季節は梅雨を迎えました。昨年大雨を思い出し、十分な備えを心掛けたいものです。景気も天候も曇りがちですが、元氣だけを頼りに頑張ります。では、また。

会員の方に人気ですよ [小規模企業共済制度]

事業主のみなさんを応援する共済制度です

小規模企業の個人事業主又は家族専従者の方が廃業や退職された場合、その後の生活の資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、

いわば「事業主の退職金制度」といえるものです。

1. 掛金は全額所得控除。増額、減額も可能です。
2. 受け取る共済金は退職所得、又は公的年金等の雑所得扱い。
3. 共済金は一時払い、分割払い又は一時払いと分割払いの併用。
4. 貸付制度あり。

青色申告会事務局にお尋ねください。 ☎(0475-52-1284)

参考資料

現在、課税事業者に販売するすべての免税事業者(課税売上1000万円以下)が、課税事業者と取引するためには、課税事業者になるかも?

税率引き上げより怖い消費税の「インボイス制度」

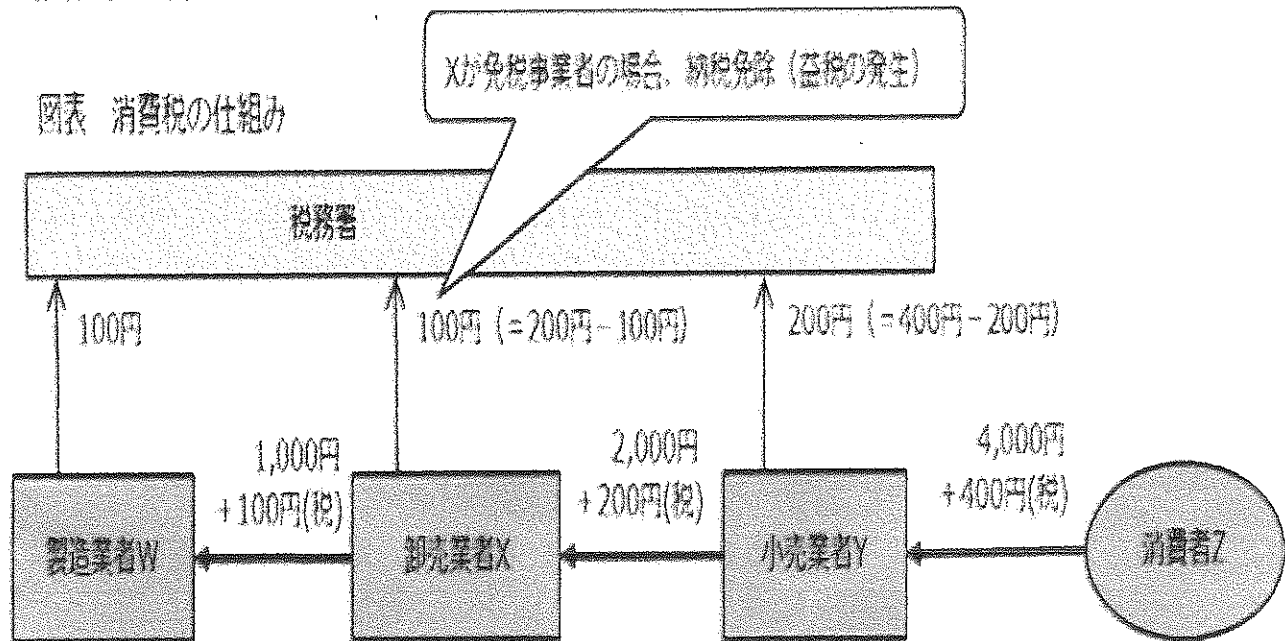
～2023年10月以降、中小事業者の経営に影響も～

2019年10月に消費税の税率が引き上げられ、軽減税率制度が開始される予定である。税率引き上げに向け、2018年11月頃から消費の反動減対策として、キャッシュレス決済を利用したポイント還元、低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券など、様々な対策が検討されている。これらの対策もあり、消費の減少は一定程度に抑えられるだろう。

一方で、消費税引き上げ・軽減税率導入に関して、まだあまり知られていないが、より深刻な問題として、2023年10月に導入される「インボイス制度」により、中小事業者の経営に大きな影響が及ぶのではないかと懸念がある。

事業者が商品・サービスを販売する場合、原則として消費税が課される。納付する税額は、売上に係る税額から仕入に係る税額を控除した額である(仕入に係る税額を控除することを「仕入税額控除」と呼ぶ)。

ただし、基準期間における売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納付の必要がない「免税事業者」となる。そのため、消費税が課されている事業者と同じ価格で販売していれば、本来納付すべき消費税額が手元に残る「益税」が発生することになる(図表参照)。



(出所) 大和総研作成

このような益税を解消する措置として導入が予定されているのが、「インボイス制度」である。